

平成31年第5回大竹市教育委員会

平成31年第5回大竹市教育委員会を、平成31年4月19日（金）9時30分から大竹市役所4階第2会議室において開催した。

1 出席及び欠席委員の氏名

教育長	小西啓二	出席
1 番	畠中透	出席
2 番	新矢佳弘	出席
3 番	中田美穂	出席
4 番	池田良枝	出席

2 出席職員の氏名

（総務学事課長）	真鍋和聡
（総務学事課）	重安千陽
（　　　　　）	中川香代子
（　　　　　）	瀬川隆司
（　　　　　）	山本央子
（生涯学習課長）	柿本剛
（生涯学習課）	安藤好博
（　　　　　）	三井佳和
（　　　　　）	坂井渉

3 会議に付した議案及び議決・可否数等

教育長 小西 啓二 が議事進行。

議事録署名委員の指名 中田 美穂

日程第1 会期決定について 本日1日限りと決定。

日程第2 報告第12号 大竹市奨学金貸付審議会委員の委嘱について

事務局説明

大竹市奨学金貸付審議会を構成する委員に職務者の交代があったので新たに委嘱する必要が生じたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したので報告するものである。

大竹市奨学金貸付審議会は、大竹市の附属機関に位置づけられており、奨学金の貸付、返還猶予及び返還免除の決定について、市長から諮問を受け審議し、答申をするものである。

構成委員である教育長と、福祉事務所長と、大竹高等学校長が、4月より変更されたので、この場において委員の委嘱について報告をするものである。

主な質疑等

なし

報告第12号 報告のとおり承認

日程第3 報告第13号 大竹市通級指導教室（言語）通級審査委員会委員の委嘱について

事務局説明

大竹市通級指導教室通級審査委員会を構成する委員に職務者の交代があったので新たに委嘱する必要が生じたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したので報告するものである。

言語の通級とは、学校教育法施行規則第140条に基づき、「話す・聞くなどの言語に関する部分で発達の遅れがある」方について、通常学級に在籍しながら特別な指導「言語の通級」を行うものである。

この決定にあたっては、教育・医学・心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うよう、文部科学省から通知を受けている。

通級言語審査委員会は、通常学級での学習におおむね参加でき、話す、聞くなどの言語に関する発達の遅れがある方について特別の指導、言語の通級を行うことについて、審議や答申を行うものである。

毎年1月から2月にかけて会議を開催しており、現在の委員の委嘱期間は平成31年1月1日から令和2年12月31日までとなっている。

構成委員である福祉事務所長と、通級言語教室設置校である大竹小学校校長が、人事異動により変更したので、この場において委員の委嘱について報告をするものである。

主な質疑等

なし

報告第13号 報告のとおり承認

日程第4 報告第14号 大竹市就学指導委員会委員の委嘱について

事務局説明

任期を1年として平成30年4月1日に委嘱した大竹市就学指導委員会委員の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要が生じたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したので報告するものである。

就学指導委員会は、大竹市の附属機関に位置づけられている。障害のある方の就学先の決定に当たり、その子の障害の実態や教育上必要な支援の内容、保護者の意見などを総合的に考え、特別支援学校、特別支援学級等の就学先を教育委員会に答申するものである。

学校教育法施行令第18条の2により、障害のある方の就学先の決定に当たっては、市町教育委員会は保護者及び専門的知識を有する者の意見を聞くものとする旨定められている。

よって大竹市就学指導委員会議は、専門的知識を有する者の意見を聞く場として位置づけられている。

会議は年2回開催しており、1回目は7月に対象児童生徒の把握を行うもの、2回目は各学校での資料を基に就学先を審議し答申するものである。

今回委嘱した方は、再任7名、新任9名の合わせて16名である。

主な質疑等

(畠中委員) 西岡校長先生は、県教委におられて広島西特別支援学校の校長になられたということだが、大竹に帰ってこられたのか。

(教育長) そのとおり。小方小から県教委の特別支援教育課長として県の特別支援教育に長年従事され、この度広島西特別支援学校長として大竹に戻って来られた。

(新矢委員) 就学指導委員の業務の主体について確認したい。

(事務局) 業務の主体は、就学指導委員会において、未就学児や在校児童生徒で特別支援教育的に課題のある子供達について、通常の学級、特別支援学級、特別支援学校のどの就学先がその子が最も力を伸ばせるか、学校や専門部会からの資料を基に総合的に判断し、教育委員会に答申するというものである。

(新矢委員) 全ての委員が集まって、会議を行うのか。

(事務局) 7月頃に1回目の会議を開き、在校児童生徒については学校から、未就学児については教育委員会からの資料を基に報告を受ける。その後、中学校区ごとの専門部会で、報告された子供達について審議を行いまとめられた資料を基に、11月から12月に開催される2回目の会議において委員会全体で審議する。

(新矢委員) 委員は対象の児童生徒のことを全て把握しているのか。

(事務局) 自校に在籍する児童生徒はもちろん、未就学児についても保育所等を訪問して把握している。他校の児童生徒については書面と説明により把握している。

(教育長) 特に教諭については、特別支援教育コーディネーターという職をもっており、より専門的である。

(新矢委員) 特別支援教育コーディネーターは資格があるのか。

(教育長) 資格はなく、経験によるものである。

報告第14号 報告のとおり承認

日程第5 報告第15号 大竹市教育委員会職務権限規程及び大竹市教育委員会文書取扱規程の一部改正について

事務局説明

今回は教育委員会の事務に関わる2本の規程について、同時に改正したものである。

まず、「大竹市教育委員会職務権限規程」は、教育長の権限に属する事務（教育長に委任する事務及び教育長に専決させる事務を含む）に関して、職務遂行に必要な事項を定めた規程である。これまでの規程によると、決裁権者以外の起案者の上司及び合議が必要な職位（承認者という）が不在の場合の取扱いの定めがないことから、事務に支障が生じる場合がある。このため、承認者が不在の場合には、「代理承認」できるようにすることが、今回の主な改正点である。またこの改正に併せて、この規程における用語の意義について、「回議」及び「合議」の用語の意味を整理して記載したものである。

次に、「大竹市教育委員会文書取扱規程」は、教育委員会事務局の文書事務の取扱いを定めた規程である。今回は、事務にあたって使用する文書（起案文書及び記録票）の様式を一部改めている。

なお、いずれの規定についても、市長部局において大竹市職務権限規程及び大竹市文書取扱規程の一部改正を行い、平成31年4月1日に施行することとしたことから、緊

急やむを得ないと認め、教育長において処理したものである。

主な質疑等

(畠中委員) 回議を受けるもの、承認者とはどういうものか。

(事務局) 承認者とは、例えば係長など決裁権者以外の職員や合議の際の関係課の職員等、起案文書を確認する職員のことである。

(畠中委員) 権限が増えたのか、減ったのか。

(事務局) 権限の増減ではなく、決裁権者が出張等で不在の場合でも決裁権者の下位の職員が代理で決定することができる代理決裁の規定があるが、決裁権者の前の段階で、係長や課長が不在の場合等、起案が回らないということでは事務に支障が生ずるため、それを解消するものである。

(畠中委員) スムーズな運用のため、権限を持つ者が増えたということか。

(事務局) そういうことになる。

(新矢委員) 係長、課長が認めて最終的に決裁権者が承認するところ、間を飛び越して決裁するということになると、決裁権者までの間に承認しなければならない職員は把握していなくても良いということになるのか。

(事務局) 例えば係長が長期休暇や出張で不在の場合に、係長に次ぐ職位の職員が判断できるものであれば、承認するというものであり、判断できない場合は係長が内容を確認した後回すことになる。また、個人としてではなく組織として判断するものであり、代理承認や代理決裁をした場合も、後で必ず報告をすることになる。

(新矢委員) 把握しておかなければならない職員が不在の間、もし知らない間に承認されて、後で報告した時に問題にならないようにしなければいけないと思う。

(事務局) 承認の場合は、上位職位者がいるので、係長が不在で相談できなければ、上位職位者である課長や部長に相談する必要がある。

(新矢委員) スムーズに運営することは大切なので、必要な事であると思うが、把握しておかなければならない職員が把握しておくということは、行政の最低限の義務であると思う。

(畠中委員) 判を押すということ、権限を持つということは責任が生じるということである。本人が重責を負わないようにしてもらいたい。押した場合はその人に責任がかかる可能性があるということを十分考えて判を押していただきたい。スムーズな運営も良いが、本人が病気にならないようにしてほしい。

報告第15号 報告のとおり承認

日程第6 報告第16号 大竹市立学校職員健康管理システム実施要綱の一部改正について

事務局説明

大竹市教育長に対する事務委任等規則の規定により、大竹市立学校職員健康管理システム実施要綱の一部を改正したので、報告をし、承認をいただくものである。

この要綱は、第1条に定めるとおり、大竹市立学校職員の健康確保のための措置や、過重労働による健康障害防止のための措置として、「大竹市立学校職員衛生管理要綱」とあわせて定めたものである。

今回一部改正したのは、第3条である。第3条は、職員に対して健康管理医による面接指導を実施するための基準等について定めたものである。3条の文言「入校退校時刻」を「勤務時間」と改正した。

これまで所属長は、教職員の勤務時間を「入校退校時刻の記録」により把握していたが、この名称では勤務時間の記録を行うことについて、教職員の認識に差が生じること、また入校退校時刻だけでは正確な勤務時間が把握できない場合があることから、より実態に即した名称とするため、要綱を改正したものである。なお、「平成30年度第2回広島県市町教育長会議」において、名称を変更するよう指示を受けているものである。

本来なら3月の教育委員会において議決を受けた後に、4月1日から施行すべきであったがかなわなかったので、教育長において処理をし、この場で報告して承認を求めるものである。

主な質疑等

(池田委員) 勤務時間の記録を行うことについての認識の差が生じるとあるが、認識の差というのは例えばどういうものなのか。

(事務局) 入力する教職員側が、自分の勤務時間を把握するために入校退校時間を記録するという認識をしないように、文言を整理するものである。

(中田委員) 入力上で認識の差が生じるということは、これまでに入校退校の時間がきちんと記されていない可能性があったので、実際の勤務時間の実態をきちんと示すために、「勤務時間」に変更するということなのか。

(事務局) 教育職員の場合時間外手当がなく、教職調整額といって給料の4%が支払われる。また、教職員は勤務時間外であっても自主的・創造的な勤務が期待されているという県の文書もある。そういったことから勤務時間がいまいになり、教職員自身もいつまでも仕事をしていても良いという意識を持つこともある。

入校退校時間の記録とはあくまでも最初に学校に入った時刻と最後に学校を出た時刻を記録するものなので、例えば出張に出てそのまま直帰するという場合、最後に学校を出た後に勤務として出張しているのに、その時間が記録されないということになる。そのため、学校を出た後の勤務時間も最後まできちんと手で入力するよう、名称を変えることにより意識も変え、また、管理職が教職員の時間外勤務をきちんと把握し、健康管理の指導をするというものである。

(畠中委員) タイムカードを導入することは難しいのか。

(事務局) 予算的な問題もある。県立学校の場合はパソコンの電源をオンにした時とオフにした時に時間が記録され、県教委が勤務時間を把握できるようになっているが、その場合でも、パソコンを閉じた後に仕事をした場合はわからないので、正確に把握することは難しい。できるだけ正確に把握するため、今のところは手入力も可能なパソコンソフトを利用しているものである。

(畠中委員) 大竹市の場合勤務時間はどのような状況なのか。

(事務局) 時間外勤務については月80時間という基準があり、学校や時期によって差はあるが、平均的に見て月80時間時間外勤務をしている教職員はほとんどいないと把握している。しかし、学習指導要領の改訂等新しい仕事は増えるが、働き方改革も行わなければならないので、教職員はその間で苦勞している。勤務時間をきちんと把握して、管理職が指導をしていく必要がある。

大竹市内においては、実態として今のところ危機的な状況まではしていない。

- (新矢委員) タイムカードで勤務時間を管理することについては何か問題があるのか。
- (事務局) タイムカードがあれば良いと思うが、予算的な問題で計画ができていない状況であるので、業務改善等と併せて正確な勤務時間の把握をどのようにするかが今後の課題であると思う。
- (新矢委員) あくまでも時間を管理するのであれば、タイムカードが一番良いと私は思うが、時間外をやり過ぎるというのは学校現場の問題であると思う。
- (教育長) 教職員というのは何時までも仕事をするところがある。その意識を変えていくことは取組の一つとして長年取り組んでいるが、現在若干変わりつつあるかというところである。教職員自身が元気でなければ子供達にしっかりとした教育ができないので、教育委員会としては健康管理を一番に考えていきたい。

報告第16号 報告のとおり承認

日程第7 報告第17号 大竹市自然の家やさか設置及び管理条例施行規則の一部改正について

事務局説明

大竹市自然の家やさか設置及び管理条例施行規則の一部について、現状の運用に合わせて規則を改正する必要が生じ、緊急やむを得ないと認められるため、教育長において処理したので報告するものである。

自然の家やさかの利用については、規則中の各条項にただし書きを設け、管理者が実情に応じて運用を変更できる旨、規定を設けている。これまで、利用者の利便性や事務処理を円滑に行うことを目的に運用を変えてきているところがあるが、今回、使用時間や使用の手続き、使用料の納付方法について、現状に合わせて改正したものである。

主な質疑等

- (畠中委員) 申請書の提出期限を早くしているが、予約が多いので早くしたのか。
- (事務局) 書類の審査に一定の時間を要するためである。
- (新矢委員) 自然の家やさかの年間の利用はどのくらいあるのか。
- (事務局) 平成29年度の状況であるが、宿泊が915人、日帰りが229人で、利用者総数は1,144人である。
- (新矢委員) どの季節の利用が多いのか。
- (事務局) 春から秋にかけての利用が多い。
- (新矢委員) 使用料はいくらなのか。
- (事務局) 使用料は、一般使用で宿泊の場合1人1泊1,290円、宿泊以外の場合1団体1時間までごとに使用範囲に応じて1,180円～1,940円である。
- (新矢委員) この金額は市民も市民以外も同じなのか。
- (事務局) 同じである。ただし、5名以上での利用としているため、例えば3名での利用でも5名分の使用料が必要となる。
- (新矢委員) 自然の家やさかは、どのような方が利用されるのか。
- (事務局) 子供連れでの宿泊研修や、市の事業であるジュニアリーダーでも使用する。ハイキングの途中での利用等もあり、市外の方の利用も多い。
- (畠中委員) 会社の研修での利用はあるのか。
- (事務局) 会社の研修での利用は、ほとんど無いように思う。サークル活動的な団体の利用が多いように思う。
- (新矢委員) 食事の支度は設備を使って自分達でできるのか。その場合、別途料金が

かかるのか。

(事務局) 食事の支度は設備を使って行える。別途料金は必要ない。

(新矢委員) 宿泊使用の場合、宿泊代のみなのか。

(事務局) そのとおりである。宿泊使用以外の時間については別途使用料がかかる。

(新矢委員) 以前、シーツのクリーニング代の予算について議題に上がっていたことがあったが、それを含めての金額なのか。

(事務局) 宿泊使用料には、寝具のクリーニング代が含まれている。

報告第 17 号 報告のとおり承認

日程第 8 報告第 18 号 大竹市海の家あたた設置及び管理条例施行規則の一部改正について

事務局説明

大竹市海の家あたた設置及び管理条例施行規則の一部について、現状の運用に合わせて規則を改正する必要が生じ、緊急やむを得ないと認められるため、教育長において処理したので報告するものである。

具体的には、自然の家やさかと同様に、使用時間や使用の手続き、使用料の納付について、現状に合わせて改正するものである。

参考として使用料や利用状況について説明すると、宿泊の場合 1 人 1 泊 2,260 円、宿泊以外の場合 1 団体 1 時間までごとに使用範囲に応じて 1,400 円～2,260 円である。利用者数の傾向として、宿泊者は減少傾向、日帰りでの利用者数は増加傾向にある。

主な質疑等

(新矢委員) 自然の家やさかの使用料との差が大きい理由は何かあるのか。

(事務局) 主には、離島であることと施設の面積の違いであると思われる。海の家あたたは 2 階建てのため、共用部分も広がっている。

(新矢委員) やはり、夏場の利用が多いのか。

(事務局) そのとおりで、冬場の利用はほとんど無い。

(畠中委員) 使用料は施設の維持管理に充てられるのか。

(事務局) 維持管理費に充てているが、使用料だけでは不足している状況である。

(中田委員) やさかの使用時間は午後 2 時からでも支障は無いように思うが、あたたの場合は、船の時間との兼ね合いがどうだろうか。朝 9 時の船で阿多田へ行き、すぐに利用したいのに、午後 2 時からの使用時間では時間が空いてしまう。施設の使用時間に合わせた移動をお願いするしかないかと思うが、これまでの実績として午後 2 時からの利用が多いのであれば良いが、朝から利用したい方には利用しにくいのではないかと思った。

(事務局) 宿泊以外の利用から継続して宿泊利用するという方法もあるが、寝具の準備や掃除等もあるので、午後 2 時からとしたものである。

(池田委員) 灯台資料館と海の家あたたの兼ね合いは、こういったものになるのか。

(事務局) 大竹市海の家あたた設置及び管理条例において、灯台資料館は「灯台に対する市民の理解と愛着を深めるための施設」、宿泊研修施設は「観光レクリエーション客の増大及び交流を図り、活力ある地域社会の形成及び青少年健全育成に資するための研修施設」と併せて定めており、一体的に「海の家あたた」という位置づけになる。

(新矢委員) 夏の利用が多いとのことであるが、どのような方が多く利用されるのか。

(事務局) 宿泊研修施設なので、研修のほか、子供のスポーツ団体、大人がレクリエーション等で利用されることが多い。

(新矢委員) 自然の家やさかには5名以上での利用という規定があるが、海の家あたにも人数の規定があるのか。

(事務局) 海の家あたには設けていない。

(畠中委員) 阿多田島に居住する方が利用する場合、何か優遇制度はあるのか。

(事務局) 利用条件は同じであり、優遇措置は設けていない。

報告第18号 報告のとおり承認

日程第9 協議・報告事項 教科書採択のスケジュールについて

事務局説明

今年は、小学校の学習指導要領改訂に伴う採択と、中学校の次年度本格的な採択を行う前の4年に1度の採択、そして毎年の特別支援学級で使用する附則第9条の採択の3つの採択を行う。

まず、小学校の教科書採択についてである。

来年、新学習指導要領の本格的な実施に伴い、全教科の採択を行う。採択種目は、国語・書写・社会・地図・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・保健・英語・道徳である。道徳は、平成30年度より新学習指導要領が本格実施されるのにあわせ、平成29年度に採択をしていただいたところである。

英語は、来年から小学校5・6年から、これまでの外国語活動としての位置づけから、外国語科という教科としての位置づけになることにより、5・6年用の教科書として採択をしていただくものである。

続いて、中学校の教科書採択についてである。

再来年、新学習指導要領が本格的に実施されることに伴い、来年に全教科の採択を行う。ただし、今年は4年に1度の採択年度に当たるため、来年採択をするが今年も採択をするということになるが、来年1年間だけ使用するための新たな検定本の申請がなかったため、今年は、現在中学校で使用している教科書を採択した際に使用した検定本の中から採択することになる。

特別支援学級で使用する教科書については、毎年採択をしていただいているので、説明は省略させていただく。

では、続いてタイムスケジュールについてご説明する。

採択組織は、教育委員会と、選定委員会と、調査委員会がある。教育委員会は、採択方針を定め、採択の為の調査研究について選定委員会に諮問し、選定委員会の答申を受け、教育委員会議で協議し、採択を行う。

選定委員会は、教育委員会が採択するにあたり、調査委員会が調査研究する項目を定めたり、調査研究結果に意見を付して教育委員会に答申を行う。また、地域の特色を生かすとともに多様な意見を反映するために、保護者や学術経験者に選定委員をお願いしている。

調査委員会は、選定委員会から示された観点に基づき、調査研修を行い報告する者であり、専門的な調査研究を行うことから、現場の教職員をお願いしている。また、調査研究は廿日市市の教職員と合同で行うため、大竹市の選定委員会にも、廿日市市の選定委員会にも、同じ調査報告書を提出することになる。

では、採択に関するスケジュールについてご説明する。

まず小学校である。

県の採択基本方針が4月24日に発表されるので、それを受けて教育委員会は、①5月17日の定例会で大竹市の採択基本方針を制定する。また、②選定委員や調査員の委嘱や③教科用図書採択の為の踏査研究を選定委員会へ諮問する。選定委員会は、④5月17日以降に調査委員会の調査項目を決定する。調査委員会は調査項目を受け役割分担をし、部会を開催し、選定委員会へ調査研究報告書を提出する。選定委員会は調査報告書を受け、会議を行い、教育委員会へ答申書を提出する。そして、教育委員会議で採択をしていただくようになる。

また、教科書展示会は法定展示期間である6月14日から6月27日に実施する。展示場所は、昨年までは市役所2階情報公開コーナーで実施していたが、場所が狭いため、今年は別の場所で開催する計画としている。

続いて中学校である。

基本的には小学校と同じであるが、中学校は展示会を開催しないところ、第2回第3回選定委員会を同時に開催するところが小学校と異なる。

主な質疑等

(新矢委員) 教科書展示会で意見が出された場合、その意見が選定委員会に反映されるのかどうかお聞きしたい。

(事務局) 教科書展示会は、次に使用する教科書を広くみなさんにお示しするものである。意見箱についても、広く意見をいただくということから「意見箱の設置も考えられる」という文科省の通知があり、平成30年度も意見箱を設置している。寄せられた意見は選定委員会においても、教育委員会の会議においても、紹介させていただいている。

(新矢委員) 選定委員会で意見を紹介して、その意見はどのくらい取り入れられているのか。また、中学校の教科書は展示をしないということだが、何か理由があるのか。

(事務局) 選定委員会において、意見箱に寄せられた意見は必ずお伝えするが、それを受けて選定委員が自分で判断されるというものである。

また、次の理由から中学校の見本本の展示が難しい。

①見本本は1部しかないため、その1部を展示すると事務局に備えるものがなくなってしまうため。

②前回の採択の時は長机2台分のスペースであった。今回は小学校に道徳と英語が加わるが、道徳は前回と同じく8者申込みがあり、それぞれ6学年分、全部で48冊あり、あわせて机3～4台分になると思われる。そのため、中学校の見本本を展示するスペースがなく、1年のみの使用であるということもあり、展示を見合わせるもの。

(新矢委員) 諸事情があると思うが、小学校も中学校もどのような教科書があるのか広くお示しするべきであると思う。

(畠中委員) 教育長は昨年度まで選定委員をされていたがどのような視点で選定するのか。

(教育長) 調査研究における視点の柱がいくつかあり、まずその柱にそったものであるかという点を見る。そして、地域性なども鑑みながら、経験もととして子供達にとってどの教科書が良いかを選ぶ。

(池田委員) 今回、小学校は英語が初めて入る。道徳についてはこれまで教科書はないが副読本があった。英語については、学習指導要領が変わってこれまでの外国語活動とはねらいが変わっているので選定が難しいと思われるが、

どうか。

(教育長) 大竹小には英語の加配の教職員が1名ついているが、他の学校は担任がやっているのでより慎重に選ぶ必要があるのではないかと思う。

(新矢委員) 小学校の教職員は基本的に全部の教科を教えるので、新しく英語が入ることについては問題ないか。

(教育長) 問題ない。

(中田委員) 池田委員がおっしゃったように、英語は今回が初めてであるが、調査員はどのような基準で選ばれるのか。小学校の調査員はそれぞれの教科の専門性の高い教職員がされていると思うが、比較的英語の得意な教職員が調査員をされるのだろうか。

(事務局) これまで、外国語活動も長く行ってきて、外国語の教科化に向けての研修も行っている。大竹小には加配の教職員が付いて、大竹市の外国語活動を推進しており、外国語活動の経験のある教職員の中でも外国語科の専門性の高い教職員が調査員や専門員になると思われる。

教育長 (小西 啓二)

以上をもって本日の議事日程をすべて終了したことを告げ、閉会を宣言した。

11時05分散会